

令和4年度 霞ヶ浦学講座第2講基礎編「霞ヶ浦×SDGs」 実施報告

実施日時：令和4年6月5日（日）13:30－15:30

場所：霞ヶ浦環境科学センター多目的ホール

講師：小川達己（霞ヶ浦環境科学センター） 参加者数：26名

要旨

環境問題を捉える際には、「有限」「循環」「多様性」「相互依存性」の視点でみることが大事です。例えば、ごみ問題などは、限りある資源を利用するという点で「有限」、生産―流通―消費―廃棄―（再生）という点で「循環」の視点が入ってきます。霞ヶ浦の問題は、特に水資源の「循環」利用、生物「多様性」などと関連が深いといえます。

世界的には、この半世紀をみると国連人間環境会議(1972年)、国連環境開発会議(地球サミット1992年)、国連持続可能な環境会議(リオ+20、2012年)などで世界の国々が一同に介し、環境問題、資源、環境と経済などについて議論を交わしてきました。この世界の様々な動きの中を見るうえで、持続可能な開発の定義「*将来の世代のニーズ(欲求)を満たす能力を損なうことなく、現在の世代の欲求も満足させるような開発*」(ブルントラント報告、1987年)は国際会議に大きな視座を与えているといわれています。

また、地球サミット後日本では、環境基本法が制定され、環境基本計画が定められました。環境基本計画は多くの県、市町村で策定されています。

霞ヶ浦では、1960年代後半頃より富栄養化による水質の悪化が顕著となり、茨城県は「富栄養化防止条例」(その後、霞ヶ浦水質保全条例)に全面改正)を制定し、また「湖沼水質保全特別法」に則り、「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画」を策定し、計画的に水質保全に取り組んでいます。

持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals 以下「SDGs」)は2015年国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標になります。17の目標(ゴール)、169のターゲットからなります。「普遍性」、「包摂性」、「参画性」、「統合性」、「透明性」などの特徴があります。日本政府は、SDGs推進本部を内閣に設置し、「SDGs実施指針」策定、ステークホルダーミーティング、アクションプランを作成し取り組んでいます。

水問題とSDGsの関連をみますと、水へのアクセスや衛生面の改善、富栄養化・海洋汚染の防止、生態系(サービス)の保全、絶滅危惧種の保護、外来種の侵入の防止、持続可能な利用など世界的に課題となっている事象が取り上げられています。湖沼に関しては十分な記述がみられないともいわれていますが、表1にありますように霞ヶ浦の課題にも共通するゴール、ターゲットが掲げられていると思います。

SDGsは、未来像を描くことの重要性を教えてくれています。世界的にも共通言語となってきました。行政計画には、SDGsのエッセンスはもともと反映されており、近年策定されている総合計画、環境基本計画などではSDGsとの関連などが強調されています。

霞ヶ浦をみてみますと、2018年に行われた第17回世界湖沼会議(いばらき霞ヶ浦2018)では、「生態系サービスを衡平に享受すること」「生態系サービスを次世代に引き継ぐこと」の2つを柱とした「いばらき霞ヶ浦宣言」が発信されました。また茨城県環境基本計画、湖沼水質保全計画などでは、「泳げる霞ヶ浦」が目標としてかかげられており、その実現に向け「水質目標」を定め、施策を実施しています。これらは霞ヶ浦のSDGsととらえること

ができます。

市民にとっては、SDGs という共通言語を通して、霞ヶ浦の課題を自分の問題として捉え、「My SDGs」といった身近なことから目標を定め、取り組んでいくことが重要だと思います。

表1 霞ヶ浦と関連のある主な「持続可能な開発目標」

「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(外務省仮訳) より抜粋

目標 (アイコン)	水関連のターゲット (一部)
6 安全なトイレを世界中に	6.3 2030 年までに、汚染の減少、投棄廃絶と有害な化学物質や物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模での大幅な増加させることにより、水質を改善する。
	6.6 2020 年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼などの水に関連する生態系の保護・回復を行う。
12 つくる責任・使う責任	12.4 2020 年までに合意された国際的な枠組みに従い、製品リサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への排出を大幅に削減する。
	12.8 2030 年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
13 海の豊かさを守ろう	14.1 2025 年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
14 陸の豊かさを守ろう	15.1 2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。

